

宇陀市公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月25日

宇陀市長 高見省次

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
無山東地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
経営体数
個人 3経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：6次産業化、高付加価値化、担い手に集積・集約化
コメント：集落においては、担い手に集積・集約化することにより、今後懸念される耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。また、南隆志氏と山田康宏氏は、稲作を中心とする経営規模の拡大を図っていく。高島稔夫氏は、加工中心の農業を進めていく。加工品の種類を増やしていくとともに、それに使用する原料は、自家栽培の野菜以外に近隣の農家にも栽培の委託を考えていく。また、将来は、法人化を目指し自社ブランドを確立していく。山田康宏氏については、当面、現状の経営規模を維持していく。